

令和5年第2回

長万部町議会臨時会会議録

令和5年 5月12日 開会

令和5年 5月12日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和5年 5月12日（金曜日）第1号

○招集年月日 -----	1 頁
○招集の場所 -----	1 頁
○開 議 日 時 -----	1 頁
○応 招 議 員 -----	1 頁
○不応招議員 -----	1 頁
○出 席 議 員 -----	1 頁
○欠 席 議 員 -----	1 頁
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 -----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名 -----	1 頁
○議 事 日 程 -----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程 -----	3 頁
○仮議席の指定 -----	3 頁
○諸般の報告 -----	4 頁
○選挙第1号 議長選挙について -----	4 頁
○諸般の報告 -----	5 頁
○選挙第2号 副議長選挙について -----	6 頁
○議席の指定 -----	7 頁
○会議録署名議員の指名 -----	8 頁
○会期の決定 -----	8 頁
○常任委員の選任について -----	9 頁
○議会運営委員の選任について -----	9 頁
○議長の常任委員の辞任について -----	9 頁
○議会広報編集特別委員会の設置について -----	10 頁
○選挙第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙について -----	11 頁
○諸般の報告 -----	12 頁
○同意第1号 長万部町監査委員の選任同意について -----	12 頁
○承認第1号 専決処分の承認について （長万部町税条例の一部を改正する条例） -----	13 頁
○承認第2号 専決処分の承認について （長万部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例） -----	15 頁

○承認第 3 号	専決処分の承認について (令和 4 年度長万部町一般会計補正予算 (第 1 6 号)) -----	17 頁
○承認第 4 号	専決処分の承認について (令和 4 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)) -----	18 頁
○議案第 1 号	令和 5 年度長万部町一般会計補正予算 (第 2 号) -----	19 頁
○議案第 2 号	令和 5 年度長万部町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) -----	21 頁
○議案第 3 号	令和 5 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) -----	22 頁
○議案第 4 号	令和 5 年度長万部町水道事業会計補正予算 (第 1 号) -----	23 頁
○報告第 1 号	令和 4 年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について --	24 頁
○報告第 2 号	令和 4 年度長万部町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の 繰越について -----	25 頁
○所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について -----		26 頁
○閉 会 宣 告 -----		26 頁

令和5年第2回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 令和5年 5月12日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和5年 5月12日（金） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	辻	義雄	6番	高	森功治
2番	橋	本收司	7番	長	崎厚
3番	辻	紀樹	8番	高	橋克英
4番	大	谷敏弥	9番	村	川毅
5番	北	川佳嗣	10番	柏	倉恵里子

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	木幡正志	水道ガス課長	中里博也
副町	長	佐藤英代	出納室長	岡野喜美雄
総務課	長	佐藤久	消防長	沼田明宏
新幹線推進課	長	岸上尚生	病院事務長	本前武広
税務課	長	田中浩	病院事業推進室長	加藤典明
税務課参事		佐藤修	教育長	近藤英隆
町民課	長	佐藤剛	学校教育課長	對馬政宏
保健福祉課	長	岡部忠	社会教育課長	神野隆之
子ども子育て支援室	長	田野憲哉	選挙管理委員会書記長	佐藤久
産業振興課	長	小川洋	監査事務局長	増田理恵
農業政策室	長	濱谷陽一	農業委員会事務局長	小川洋
建設課	長	上野訓		

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局	長	増田理恵
事務局	主幹	佐々木学
議事	係	吉井雄貴

◎議事日程

日程第 1		仮議席の指定
日程第 2	選挙第 1 号	議長の選挙について
日程第 3	選挙第 2 号	副議長の選挙について
日程第 4		議席の指定
日程第 5		会議録署名議員の指名
日程第 6		会期の決定
日程第 7		常任委員の選任について
日程第 8		議会運営委員の選任について
追加日程第 1		議会広報編集特別委員会の設置について
日程第 9	選挙第 3 号	渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について
日程第10	同意第 1 号	長万部町監査委員の選任同意について
日程第11	承認第 1 号	専決処分の承認について (長万部町税条例の一部を改正する条例)
日程第12	承認第 2 号	専決処分の承認について (長万部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例)
日程第13	承認第 3 号	専決処分の承認について (令和 4 年度長万部町一般会計補正予算 (第16号))
日程第14	承認第 4 号	専決処分の承認について (令和 4 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号))
日程第15	議案第 1 号	令和 5 年度長万部町一般会計補正予算 (第 2 号)
日程第16	議案第 2 号	令和 5 年度長万部町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第17	議案第 3 号	令和 5 年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第18	議案第 4 号	令和 5 年度長万部町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
日程第19	報告第 1 号	令和 4 年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
日程第20	報告第 2 号	令和 4 年度長万部町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について
追加日程第 2		所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議会事務局長（増田理恵） おはようございます。議会事務局長の増田です。本臨時会は一般選挙後初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の辻義雄議員をご紹介します。辻義雄議員、議長席へお願いいたします。

〔議員（辻義雄）議長席へ〕

○臨時議長（辻義雄） おはようございます。ただいまご紹介をいただきました辻でございます。地方自治法第107条の規定により、議長選挙の終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

お諮りいたします。このたびの選挙において、めでたく当選の榮に浴することができました。ここで簡単に自己紹介をお願いしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議ありませんので、自己紹介をお願いいたします。

それでは自己紹介をお願いします。1番の高森議員から住所、氏名をお願いいたします。

最初に私は、国縫の81番地2の辻義雄です。どうぞよろしくお願いいたします。

1番の高森議員から順次よろしくお願いいたします。

○議員（高森功治） 元町の高森です。よろしくお願いいたします。

○議員（柏倉恵里子） 南栄町の柏倉です。町民の付託に応えるよう、しっかり頑張ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議員（北川佳嗣） 大町31番地、北川です。もとより浅学非才の身ではありますが、一生懸命頑張りますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（橋本収司） 旭浜の橋本収司です。よろしくお願いいたします。

○議員（高橋克英） 高砂町の高橋克英でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（村川毅） 新開町の村川毅です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（大谷敏弥） 富野の大谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議員（辻紀樹） 同じく富野の辻紀樹と申します。よろしくお願いいたします。

○議員（長崎厚） 国縫の長崎厚でございます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（辻義雄） 以上で自己紹介を終わります。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和5年第2回長万部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（辻義雄） 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は議会の運営に関する基準13の規定により年齢順とし、ただいま着席の議席といたします。

◎諸般の報告

○臨時議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

監査委員から2月、3月分の出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。
以上であります。

○臨時議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎選挙第1号 議長の選挙について

○臨時議長（辻義雄） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条の規定により、立会人には高森議員および柏倉議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔全議員に確認〕

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます。投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票をお願いいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） それでは議席番号と氏名を朗読いたします。

1番高森議員、2番柏倉議員、3番北川議員、4番橋本議員、5番高橋議員、6番村川議員、7番大谷議員、8番辻紀樹議員、9番長崎議員、10番辻義雄議員。

〔順次投票。臨時議長は議長席で記載し、局長が投函〕

○臨時議長（辻義雄） 投票もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票もれなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。高森議員および柏倉議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔議長席左横机で開票〕

選挙の結果を報告いたします。投票総数 10 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票 9 票、無効投票 1 票。そのうちの有効投票から、柏倉議員 5 票、辻義雄議員 4 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。したがって柏倉議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開放〕

ただいま議長に当選されました柏倉議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規程によって、当選の告知をいたします。議長に当選されました柏倉議員から発言を求められておりますのでこれを許します。

柏倉議員。

〔議長（柏倉恵里子）登壇〕

○議長（柏倉恵里子） お許しをいただきまして、一言ご挨拶申し上げます。

ただいま長万部町議会議長にご選任を賜り、心から感謝を申し上げます。私にとりまして身に余る光栄に存じますとともに、その重責に身の引き締まる思いでございます。我が町が抱える問題はたくさんありますが、議会も行政側も町民のため町の発展のためと、目指す方向は同じであります。二元代表制のもと町長と議論を重ね、安全で住みよいまちづくりのためにお役に立ってまいりたいと思っております。どうぞ今後とも議員の皆様方の温かいご支援、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

〔議長（柏倉恵里子）仮議席へ〕

○臨時議長（辻義雄） これをもって臨時議長の職務を全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

柏倉議長、議長席にお願いいたします。

〔議長（柏倉恵里子）議長席へ。臨時議長（辻義雄）仮議席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 臨時議長を務めていただきました辻議員、大変ご苦勞様でした。

ここで暫時休憩をいたします。

10 時 20 分 休憩

10 時 23 分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。本臨時会において議題となります、渡島廃棄物処理広域連合議会議員選挙を行うことによる規約の写しを議事日程第 2 号とともにそれぞれお手元に配付いたしました。

また、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長、その他執行機関およびそれぞれ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。

なお、本臨時会は議員改選後初めての議会ですので、定例会と同様に説明員全員の出席を求めています。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎選挙第2号 副議長の選挙について

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は10名であります。

次に立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に高森議員および北川議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔全議員に確認〕

異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、投票用紙に被選挙人の氏名を記載のうえ、順番に投票願います。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） それでは議席番号と氏名を朗読いたします。

1番高森議員、3番北川議員、4番橋本議員、5番高橋議員、6番村川議員、7番大谷議員、8番辻紀樹議員、9番長崎議員、10番辻義雄議員、柏倉議長。

〔順次投票。議長は議長席で記載し、局長が投函〕

○議長（柏倉恵里子） 投票もれはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票もれなしと認めます。

以上で投票を終わります。

これより開票を行います。高森議員および北川議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

〔議長席左横机で開票〕

選挙の結果を報告します。投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち有効投票10票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、高橋議員5票、村川議員5票。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は3票であり、高橋議員と村川議員の得票数はいずれもこれを超えております。

両議員の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は、公職選挙法第95条第2項の規定を準用して、くじで当選人を決定することになっています。

高橋議員、村川議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当

選人を決定するためのものです。くじはくじ棒によって行います。くじ棒には1または2の数字が記載されております。1回目のくじで引いたくじ棒の数字が、2回目のくじを引く順序となります。2回目のくじで引いたくじ棒の数字が1であった議員を当選人に決定いたします。なお、念のため申し上げますが、1回目、2回目とも、くじを引くことを辞退することはできません。

高橋議員、村川議員、前のほうにお願いします。

高森議員、北川議員、くじの立ち会いをお願いします。使用するくじ棒の確認をお願いします。

まず、くじを引く順序を決めるくじを行います。このくじは両議員の氏名の50音順により引いていただきます。高橋議員、村川議員、くじを引いてください。

〔議長席左横机でくじを引く〕

くじを引く順序が決定いたしましたので報告いたします。まずはじめに高橋議員、次に村川議員。以上のとおりです。

ただいまの順序により、当選人を決定するくじを行います。高橋議員くじを引いてください。

〔議長席左横机でくじを引く〕

くじの結果を報告いたします。くじの結果、村川議員が当選人と決定しました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開放〕

ただいま副議長に当選されました村川議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

副議長に当選されました村川議員から発言を求められておりますのでこれを許します。

村川議員。

〔副議長（村川毅）登壇〕

○副議長（村川毅） ただいま副議長に当選いたしました村川でございます。大変名誉なことで、非常に嬉しく思っております。議長を支える立場として行政と議会の間に立ちまして、今までの経験を生かして精一杯頑張りたいと思いますので、皆様のご協力をこれからもよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

〔副議長（村川毅）仮議席へ〕

◎議席の指定

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、議席の指定を行います。議席は議会の運営に関する基準14の規定により、議長がくじで定めることになっており、この場合、議長の議席は最終1番、副議長は最終2番とすることになっておりますのでご了承願います。

くじ引きのため暫時休憩いたします。

10時40分 休憩

10時44分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

くじの結果を事務局長に朗読させます。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） それでは議席が指定されましたので、議席番号と氏名を朗読いたします。

1番辻義雄議員、2番橋本議員、3番辻紀樹議員、4番大谷議員、5番北川議員、6番高森議員、

7 番長崎議員、8 番高橋議員、9 番村川議員、10 番柏倉議員。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 議席は会議規則第4条第1項の規定により、ただいま朗読したとおり指定いたします。

議席移動および議事運営協議のため、暫時休憩いたします。

10時46分 休憩

11時30分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番辻義雄議員、9番村川議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第6、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

ここで初議会にあたり町長より挨拶の申し出がありますので、これを許します。

木幡町長。

〔町長（木幡正志）登壇〕

○町長（木幡正志） はじめに、議長に就任されました柏倉議長様、副議長に就任されました村川副議長様には心よりお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

ただいま議長から発言の許しを得ましたので、統一地方選挙後の初議会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、このたびの選挙で町民の信任を得まして、当選の栄に浴されたこと、心からお喜びを申し上げます。町政への思いや、これまでの活動に適切な支持を得たものであり、高く評価されるものであります。これからの4年間議員として、そして町民の代表として本町発展のためにご尽力くださるようお願いを申し上げます。

さて、議員各位もご承知のとおり、現在の本町を取り巻く状況は、人口の減少や少子高齢化の進展、長期化するコロナ禍、エネルギー・食料価格の高騰など、急激な社会情勢の変化による荒波にもまれております。子育て支援や住民福祉の向上、一次産業の経営戸数減少への対応、理科大との連携の強化、本町通の道道拡幅や土地地区画整理事業を含めた都市計画決定、津波の被害が心配される町立病院の移転建設の検討、また、2030年度末の北海道新幹線長万部駅の開業を見据えた「はしっこ同盟」をはじめとした広域連携事業の推進など、多種多様な行政課題を抱えております。こうしたさまざまな課題を解決し、本町が誇りと希望を持てるふるさととして、未来に向かい永続的に発展していくためには、これまで以上に議員、議会と密接な連携のもとでまちづくりを進めていかなければならないと認識をしているところであります。議会と行政は車の両輪に例えられておりますが、まさにその真価が問われるものと考えております。

結びに、改めて議員各位にご当選を心からお祝いを申し上げ、住民の強い付託に応えるべく、一層のご活躍と町政進展のためにご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、初議会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。おめでとうございます。

〔町長（木幡正志）自席へ〕

○議長（柏倉恵里子） 以上で挨拶を終わります。

◎常任委員の選任について

◎議会運営委員の選任について

○議長（柏倉恵里子） 日程第7、常任委員の選任について、および日程第8、議会運営委員の選任についてを会議規則第37条の規定により一括して議題といたします。常任委員および議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長が議会に諮って指名することとなっております。

お諮りいたします。総務常任委員および産業建設常任委員に全議員を、議会運営委員に議長および副議長を除く全議員をそれぞれ指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名したとおり、総務常任委員、産業建設常任委員および議会運営委員に選任することに決定いたしました。

◎議長の常任委員の辞任について

○議長（柏倉恵里子） ただいま私が総務常任委員および産業建設常任委員に選任されましたが、議長の職務上から委員を辞退いたしたいと思っておりますので、よろしくお取り計らい願います。

暫時休憩いたします。

11時35分 休憩

〔議長（柏倉恵里子）除斥。副議長（村川毅）議長席へ〕

11時36分 再開

○副議長（村川毅） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議長より総務常任委員および産業建設常任委員の辞任の申し出がありましたが、議長はその職責上、どの委員会にも出席する権限を有しているほか、可否同数の際における採決権など、議長固有の権限を考慮するとき、ひとつの委員会に委員として所属することは適当ではなく、また行政実例でも議長については辞任が認められております。

お諮りいたします。議長の申し出のとおり、総務常任委員および産業建設常任委員の辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、議長の総務常任委員および産業建設常任委員の辞任を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

11時37分 休憩

〔副議長（村川毅）自席へ。議長（柏倉恵里子）入場〕

11時37分 再開

○議長（柏倉恵里子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、委員会条例第8条第2項の規定による各常任委員会および議会運営委員会の委員長および副委員長の互選と、所管事務等の調査および閉会中の継続調査について協議するため、各委員会を開催いたします。

午後1時まで休憩いたします。

11時38分 休憩

13時00分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催した各委員会において、委員長および副委員長が互選されましたのでご報告いたします。

総務常任委員会の委員長には大谷議員、副委員長には高森議員。産業建設常任委員会の委員長には高橋議員、副委員長には北川議員。議会運営委員会の委員長には橋本議員、副委員長には長崎議員。以上のとおりであります。

高森議員。

◎議会広報編集特別委員会の設置について

○議員（6番 高森功治） この際、動議を提出いたします。本町議会では、昭和48年以降議会だよりを発行し、住民と議会のパイプ役として議会の審議状況、議会活動を住民に広く伝えるため、議会広報編集特別委員会が設置されてきたところです。このたびも、町民にとって議会が身近なものとして活動状況等の情報提供が行えるよう、議会広報編集特別委員会の設置が必要と考えるものです。よって、議会だよりの編集および発行のため、4名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置してこれに付託し、任期中、閉会中も継続審査および調査することを望みます。なお、本日は臨時議会ではありますが、緊急を要する事件と認め、直ちに日程に追加し、議題とするよう議長においてお取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

〔「賛成」の声あり〕

○議長（柏倉恵里子） ただいま高森議員から議会だよりの編集および発行のため、4名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置してこれに付託し、任期中、閉会中の継続審査および調査することの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。この動議は議会構成に関するもので、緊急を要する事件と認め、日程に追加し追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってこの動議を緊急を要する事件と認め日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいまの動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議会だよりの編集および発行のため、4名の委員で構成する議会広報編集特別委員会を設置してこれに付託し、任期中、閉会中の継続審査および調査することの動議は可決されました。

お諮りいたします。議会広報編集特別委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、議長において高森議員、辻紀樹議員、橋本議員、村川議員。以上4名を指名いたしたいと思

います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よってただいま指名した4名を議会広報編集特別委員に選任することに決定いたしました。

委員長、副委員長互選のため暫時休憩します。

13時03分 休憩

13時12分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に開催した議会広報編集特別委員会において、委員長および副委員長が選任されましたので、ご報告いたします。委員長には高森議員、副委員長には辻紀樹議員。以上のとおりであります。

◎選挙第3号 渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙について

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、選挙第3号渡島廃棄物処理広域連合議会議員の選挙を行います。渡島廃棄物処理広域連合規約第8条第2項による、本町議会において選挙すべき広域連合議会議員は2名であります。

お諮りいたします。選挙の方法は議会の運営に関する基準46、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名推選の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって議長が指名することに決定いたしました。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に、大谷議員、高橋議員。以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した大谷議員、高橋議員を、渡島廃棄物処理広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した2名が渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました。

ただいま渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました大谷議員、高橋議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定による告知をいたします。

渡島廃棄物処理広域連合議会議員に当選されました2名の議員から発言を求められておりますのでこれを許可いたします。大谷議員、高橋議員の順序で、自席で就任の挨拶をお願いいたします。

大谷議員。

○議員（4番 大谷敏弥） 渡島廃棄物処理広域連合に携わっていきたいと思しますので、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） 高橋議員。

○議員（3番 高橋克英） 渡島廃棄物処理広域連合議会議員を賜りました高橋でございます。誠心誠意職務に全うしていく所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） 議案配付のため暫時休憩いたします。

13時15分 休憩

13時16分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

町長から、ただいまから議題となります同意第1号監査委員の選任同意の議案が提出されました。また、各常任委員長および議会運営委員長から、所管事務等の調査および閉会中の継続調査の申し出がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部町監査委員の選任同意について

○議長（辻義雄） 日程第10、同意第1号長万部町監査委員の選任同意についての件を議題といたします。

暫時休憩いたします。

13時17分 休憩

〔議員（1番 辻義雄）除斥〕

13時18分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第1号長万部町監査委員の選任同意につきまして、提案理由をご説明いたします。

地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会議員のうちから選任する監査委員につきまして、議会の同意を求めるものであります。選任の同意を求める委員は辻義雄氏で、住所などにつきましては議案に記載のとおりであります。よろしくご同意くださるようお願い申し上げます。以上です。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

13時19分 休憩

〔議員（1番 辻義雄）入場〕

13時19分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号 専決処分の承認について

（長万部町税条例の一部を改正する条例）

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、承認第1号専決処分の承認について（長万部町税条例の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中税務課長。

○税務課長（田中浩） ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、長万部町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、森林環境税の導入、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る規定の整備、寄付金控除対象法人の追加、その他、税制改正に伴う条文の整備や文言の整理等を行うものであります。

議案には、1頁から20頁までの新旧対照表と、1頁から4頁までの一部改正の概要を添付しております。改正内容につきましては、一部改正の概要によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除で、森林環境税導入に伴う規定の整備であります。

第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化に係る規定の整備を追加するものであります。

第38条は、個人の町民税の徴収方法等で、森林環境税の賦課徴収について追加するものであります。

第41条は、個人の町民税の納税通知書で、納税通知書に記載すべき各納期の納付額の計算に森林環境税額を追加するものであります。

第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収で、町民税と併せて森林環境税を賦課徴収することを追加するものであります。

第46条は、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等で、地方税法施行規則で定める様式を追加するものであります。

第47条は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入りで、森林環境税導入に伴う規定の整備であります。

第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収で、町民税と併せて森林環境税を賦課徴収することを追加するものであります。

概要の2頁をご覧ください。第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入りで、森林環境税導入に伴う規定の整備であります。

第48条は、法人の町民税の申告納付で、地方税法施行規則で定める様式を追加するものであり

ます。

第50条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続で、地方税法施行規則で定める様式を追加するものであります。

第82条は、種別割の税率で、ミニカー区分から三輪の特定小型原動機付自転車を除外することに伴う規定を追加するものであります。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続で、地方税法施行規則で定める様式を追加するものであります。

第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続で、地方税法施行規則で定める様式を追加するものであります。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例で、適用期限を令和9年度まで延長するものであります。

附則第10条は、読替規定で、法律の改正にあわせた規定の整備であります。

概要の3頁をご覧ください。附則第10条の2は、法附則第15条第2項第5号等の条例で定める割合で、大規模の修繕が行われたマンション等に対する税額の減額措置の特例割合を定める規定を追加するものであります。

附則第10条の3は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、前条で追加した大規模修繕等が行われたマンションに対して課する税額の減額措置を受けようとする者がすべき申告についての規定を追加するものであります。

附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割の非課税で、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例で、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を賦課徴収する際に加算する割合を変更するものであります。

附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例で、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものであります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例で、グリーン化特例の特例期限を延長するものであります。

附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更するものであります。

附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、適用期限を令和8年度まで延長するものであります。

概要の4頁をご覧ください。附則第25条は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例で、規定の整備であります。別表第1であります。控除対象寄附金に「学校法人函館カトリック学園に対する寄附金」を追加するものであります。

附則第1条は、施行期日で、この条例は令和5年4月1日から施行し、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するという規定であります。

附則第2条から附則第4条は、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第1号長万部町税条例の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第2号 専決処分の承認について

（長万部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、承認第2号専決処分の承認について（長万部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中税務課長。

○税務課長（田中浩） ただいま上程されました、承認第2号専決処分の承認について、内容をご説明いたします。

専決処分しました事項は、長万部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引上げ措置及び新型コロナウイルス感染症の影響による減額対象期間の延長を行うものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。なお、内容は要約して説明させていただきます。

1頁をご覧ください。長万部町国民健康保険税条例新旧対照表（第1条関係）で、第23条第1項は国民健康保険税の減額で、同項第2号中、「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改め、減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しを行うものであります。これは、被保険者均等割及び世帯別平等割を軽減する所得判定基準について、5割軽減の基準については、被保険者数及び特定同一世帯者に乗ずる金額を5,000円増額の29万円とし、2割軽減の基準については、被保険者数及び特定同一世帯所属者に乗ずる金額を1万5,000円増額の53万5,000円とするものであります。

2頁をご覧ください。23条の2は、特定対象被保険者等に係る国民健康保険税の特例で、同条第1項中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改めるもので、第24条の2の改正に伴う規定の整備であります。

第24条の2は、特例対象被保険者等に係る申告で、同条第2項中「その他の特例対象被保険

者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第１９条第３項に規定するものをいう。）」に改め、対象書類を明文化するものであります。

２頁から３頁をご覧ください。附則第２項は、公的年金等に係る国民健康保険税の課税の特例で、「第２３条第１項」を「第２３条」に改め、法律改正に合わせた規定の整備を行うものであります。

３頁から７頁をご覧ください。附則第３項は、上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。附則第４項は、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例。

４頁をご覧ください。附則第６項は、一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。附則第７項は、上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。

５頁をご覧ください。附則第８項は、先物取引等に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。附則第９項は、土地の譲渡所得等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例。

６頁をご覧ください。附則第１２項は、条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例。附則第１３項は、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例で、各項の規定中、「第２３条第１項の」を「第２３条の」に改め、法律改正に合わせた規定の整備を行うものであります。

７頁をご覧ください。附則第１４項は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の特例で、「令和５年３月３１日」を「令和５年１２月２５日」に、「減免する」を「減免し、令和５年１２月１８日までに申請したものに限り」に改めるものであります。これは、令和４年度末に資格を取得した者も対象するために、令和５年１２月２５日までに減免対象期間を延長するものであります。

８頁をご覧ください。長万部町国民健康保険税条例新旧対照表（第２条関係）で、令和４年１２月に一部改正した条例の改正で、附則第２条第２項中「同項中」を「同条第１項」に改め、法律改正に合わせた規定の整備を行うものであります。

附則第１項は施行期日で、この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附則第２項は適用区分で、この条例に係る改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、令和５年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和４年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上がただいま上程されました、承認第２号長万部町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第３号 専決処分の承認について

(令和４年度長万部町一般会計補正予算（第１６号）)

○議長（柏倉恵里子） 日程第１３、承認第３号専決処分の承認について（令和４年度長万部町一般会計補正予算（第１６号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。
佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、承認第３号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和４年度長万部町一般会計補正予算（第１６号）であります。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和５年３月３１日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第１６号）は、本年第１回町議会定例会の、一般会計補正予算（第１４号）の説明の中で、譲与税等の決定は例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分をせざるを得ない旨ご説明しておりましたが、このたび最終決定等がありましたので、専決処分をいたしました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ２億５,２６４万５,０００円を追加し、補正後の予算総額を７１億３,１８９万９,０００円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳入からご説明いたします。

地方譲与税は２１９万５,０００円の追加で、内訳は、地方揮発油譲与税が４２万４,０００円の減額、自動車重量譲与税が２６２万３,０００円の追加、森林環境譲与税が４,０００円の減額であります。

利子割交付金は２９万円の減額、配当割交付金は５１万９,０００円の追加、株式等譲渡所得割交付金は２１万７,０００円の追加、法人事業税交付金は１８４万３,０００円の追加、地方消費税交付金は２,４８４万７,０００円の追加、環境性能割交付金は１７０万３,０００円の追加、地方特例交付金は３３万４,０００円の減額、地方交付税の特別交付税は２億２８７万８,０００円の追加、交通安全対策特別交付金は６万７,０００円の追加で、それぞれ交付額確定によるものであります。

国庫支出金の土木費国庫補助金、除雪事業１,９００万円の追加は、社会資本整備総合交付金の追加交付によるものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金は、２億５,２８０万６,０００円の追加で、今回の補正で生じた財源を、後年度以降の財源調整のため、財政調整基金に積み立てするものであります。この積立をしたあとの令和４年度末、当基金残高見込額は、８億５,３５９万６,０００円となります。

民生費、後期高齢者医療費、繰出金は１５万７,０００円の減額で、事業費の確定に伴い補助金が確定したことによる、後期高齢者医療特別会計繰出金の減額であります。

農林水産業費、林業総務費、積立金は４,０００円の減額で、森林環境譲与税の譲与額確定に伴う減額であります。

以上がただいま上程されました、令和４年度長万部町一般会計補正予算（第１６号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。5 頁から 9 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第 4 号 専決処分の承認について

（令和 4 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））

○議長（柏倉恵里子） 日程第 14、承認第 4 号専決処分の承認について（令和 4 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） ただいま上程されました、承認第 4 号専決処分の承認について、その内容をご説明申し上げます。

この専決処分は、令和 4 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）であります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 31 日付で専決処分をしましたので、同条第 3 項の規定により、議会の承認をお願いするものであります。

このたび令和 4 年度の医療費の窓口負担割合の変更に伴う被保険者証交付経費について、国庫補助金が確定されたため、補正予算（第 2 号）を 3 月 31 日付で専決処分し、補正したものであります。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ 1 万円を減額し、補正後の予算総額を 1 億 503 万 3,000 円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。歳出は、総務費、一般管理費、需用費 1 万円の減額で、被保険者証等の印刷費の確定により減額するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。繰入金、事務費繰入金 15 万 7,000 円の減額は、事務費の確定によるものであります。国庫支出金、調整交付金 14 万 7,000 円の追加で、被保険者証交付経費の確定により、追加するものであります。

以上が、承認第 4 号令和 4 年度長万部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしくご承認下さるようお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。4 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎議案第 1 号 令和 5 年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第 15、議案第 1 号令和 5 年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第 1 号令和 5 年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ 4,939 万 5,000 円を追加し、補正後の予算総額を 55 億 3,954 万 5,000 円とするものであります。内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

民生費は、463 万 1,000 円の追加であります。社会福祉総務費、負担金・補助及び交付金 17 万 5,000 円の追加は、送迎バスの置き去り防止安全装置導入に伴う、保育環境改善事業補助であります。

歳入では、国庫支出金、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業で歳出同額の 17 万 5,000 円を計上いたしました。

老人福祉費、繰出金 95 万 8,000 円の追加は介護保険特別会計繰出金で、処遇改善に伴う地域支援事業繰出分であります。

心身障害者特別対策費、委託料 47 万 9,000 円の追加は、地域生活支援事業委託で、地域活動支援センター事業の処遇改善に伴うものであります。

子育て世帯生活支援費は、食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため実施する、給付金事業に係る関連予算の計上であります。職員手当等 15 万円の追加は時間外勤務手当、需用費 50 万 2,000 円の追加は消耗品費、役務費 1 万 7,000 円の追加は、通信費が 9,000 円、口座振込手数料が 8,000 円の追加。負担金・補助及び交付金 235 万円の追加は、子育て世帯生活支援特別給付金であります。

歳入では、国庫支出金、民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援給付事業で、歳出同額の 301 万 9,000 円を計上いたしました。

農林水産業費 121 万円の追加は、農地費、工事請負費で、経年劣化に伴う南長万部地区浄水場設備取替工事であります。

土木費は、4,100 万円の追加であります。河川維持費、委託料 600 万円の追加は、普通河川ポロナイ川の護岸未施工区間の、流水による洗掘に伴う測量調査設計委託であります。

公共下水道費、繰出金 500 万円の追加は、雨水排水管路調査の追加調査に係る、公共下水道事業特別会計繰出金であります。

住宅建設費、工事請負費 3,000 万円の追加は、工事費単価増に伴う町営住宅（仮称）新南部団地建設工事であります。

歳入では、町債、土木債、公営住宅建設債で、歳出同額の 3,000 万円を計上いたしました。

消防費は、93 万 9,000 円の追加であります。常備消防費は、救急救命士就業前病院実習に伴う追加で、旅費 12 万 7,000 円の追加は研修旅費、負担金・補助及び交付金 2 万円の追加は、救急救命士研修負担金であります。消防施設費、需用費 79 万 2,000 円の追加は、消防救急デジタル無線のモーターサイレン故障に伴う、施設修理費であります。

教育費 161 万 5,000 円の追加は事務局費で、職員の育児休業等に伴う会計年度任用職員に係るもので、報酬 143 万 3,000 円の追加は一般事務員、職員手当等 18 万 2,000 円の追加は、期末手当であります。

次に、歳入についてご説明いたします。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

繰入金、財政調整基金繰入金は 1,620 万 1,000 円の追加で、今回の補正で不足する財源を、当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取崩し後の当基金残高見込額は、4 億 9,645 万 1,000 円となります。

次に、補正予算書の 3 頁をご覧ください。第 2 表は地方債補正で、変更として、起債の目的は、公営住宅建設、変更前 2 億 2,150 万円を、変更後 2 億 5,150 万円に、3,000 万円追加したいというものであります。

以上がただいま上程されました、令和 5 年度長万部町一般会計補正予算（第 2 号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出をより行います。はじめに民生費、5 頁です。ありませんか。

辻議員。

○議員（3 番 辻紀樹） 民生費、子育て世帯生活支援費、負担金・補助及び交付金で 235 万円。これ何世帯で、1 世帯いくらくらいになりますか。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） お答えします。児童 1 人あたり一律 5 万円を予定しております。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

辻議員。

○議員（3 番 辻紀樹） 1 人 5 万円ということで、235 万円。これが全部割れば人数が出るということですね。

○議長（柏倉恵里子） 佐藤町民課長。

○町民課長（佐藤剛） 47 人分計上しております。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に農林水産業費、6 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に土木費、6 頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に消防費、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に教育費、7頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。

はじめに国庫支出金、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に繰入金、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に町債、4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に3頁をご覧ください。第2表地方債補正を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 令和5年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第16、議案第2号令和5年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保健福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第2号令和5年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出に95万8,000円を追加し、補正後の予算総額を8億9,270万5,000円とするものであります。

内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

3地域支援事業費は、95万8,000円の追加であります。包括的支援・任意事業費、委託料95万8,000円の追加は、生活援助員派遣事業委託及び生活支援体制整備事業委託にそれぞれ47万9,000円を追加するものであります。これは、パートタイム・有期雇用労働法が2020年4月1日から施行され、中小企業においては2021年4月1日から適用となり、同一企業内における正社員と非正規社員の間に不合理な待遇差をなくし、どのような雇用形態を選択して

も待遇に納得して働き続けることができるよう、不合理な待遇差の禁止、労働者に対する待遇に関する説明義務の強化などの規定が整備されたことを受け、このたび委託先である長万部町社会福祉協議会から、はまなすシルバーハウジング生活援助員1名と生活支援コーディネーター1名に対し6月それから12月に期末手当を支給したいとの待遇改善に対するための委託料増額の要望があったことから追加するものであります。

歳入には、8繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金に歳出同額の95万8,000円を計上いたしました。

以上がただいま上程されました、議案第2号令和5年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 令和4年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第17、議案第3号令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第3号令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、ご説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2,200万円を追加し、補正後の予算総額を7億6,160万3,000円とするものでございます。

はじめに、歳出からご説明をいたします。下水道費は2,200万円の追加で、内訳は、管渠管理費の委託料としまして、新幹線長万部駅建設等で影響いたします下水道雨水排水管路調査委託で1,200万円及び下水道雨水浸水シミュレーション業務委託分で1,000万円の増額でございます。

次に、歳入につきましてご説明をいたします。国庫支出金500万円の追加は、下水道雨水浸水シミュレーション業務にかかる下水道費国庫補助金の増額で、繰入金500万円の追加は、一般会計繰入金を歳入歳出の補正に伴い、増額するものでございます。

次の、諸収入は1,200万円の追加で、下水道雨水排水管路調査委託費用にかかる鉄道運輸機

構からの新幹線工事関連受託事業収入の増額でございます。

以上が、令和5年度長万部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第18、議案第4号令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第4号令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容につきましてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要により、ご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正でございます。

はじめに、予算第3条に定めました収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に1,610万円を追加し、補正後の支出予定額を2億8,792万8,000円に改めるものでございます。

内訳では、受託工事費の委託料1,500万円の追加は、新幹線建設工事に伴う配水管移設工事積算等の委託費でございまして、工事請負費110万円の追加は、字豊津にある南長万部地区浄水場の修繕工事費用でございます。

次に、収入の水道事業収益に1,771万円を追加し、補正後の収入予定額を2億8,007万8,000円に改めるものでございます。

内訳では、受託工事収益の給水工事収益1,771万円の追加で、支出でご説明いたしました受託工事費に係る鉄道・運輸機構並びに一般会計からの受託工事費用でございます。

次に、予算第4条に定めております資本的収入及び支出のうち、資本的支出に600万円を追加し、補正後の支出予定額を8,703万円に改めるものでございます。

内訳では、原水設備600万円の追加は、静狩地区井戸掘削工事に係る資材・諸経費等の高騰によります工事費用の増額分でございます。

次に、収入になりますが、資本的収入に700万円を追加し、補正後の収入予定額を5,647

万6,000円に改めるものでございます。

内訳では、企業債700万円の追加は、原水設備工事にかかる起債の増額分でございます。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額3,054万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,504万4,000円、過年度分損益勘定留保資金349万円、減債積立金処分額1,054万8,000円及び当年度分消費税資本的収支調整額147万2,000円で補てんをいたします。

次に、予算書の方でございますが、1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出並びに第3条の資本的収入及び支出につきましては、概要でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。第4条は、企業債借入限度額の変更でございます。目的原水設備の限度額を変更前「1,800万円」を変更後「2,500万円」に改めるものであります。

以上が、令和5年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的収入及び支出を行います。3頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に1頁をご覧ください。第4条企業債を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 令和4年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

○議長（柏倉恵里子） 日程第19、報告第1号令和4年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、報告第1号令和4年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について、ご説明いたします。

本件は、本年3月の第1回町議会定例会におきまして、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することのご承認をいただきました4事業について調製を行ったもので、その内容についてご報告申し上げます。

令和4年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款、土木費、項、道路橋

梁費の事業名「カマツオナイ橋修繕事業」から、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費の事業名「奥地林道豊津黒岩線災害復旧事業」までの4つの事業について、令和5年度に繰越をし、現在、それぞれ事業を進めております。

合計欄をご覧ください。翌年度繰越額は4,082万1,000円で、この財源内訳は、国庫支出金863万9,000円、地方債160万円、一般財源3,058万2,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

◎報告第2号 令和4年度長万部町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

○議長（柏倉恵里子） 日程第20、報告第2号令和4年度長万部町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての件を議題といたします。説明員より報告を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、報告第2号令和4年度長万部町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越につきまして、ご説明をいたします。

この繰越明許費につきましては、本年3月開催の第1回町議会定例会で議決をいただいておりますが、地方自治法第213条の規定に基づきまして、令和4年度の歳出予算を繰越明許いたしましたので、同法施行令第146条第2項の規定によりまして議会に報告をするものでございます。

詳細につきましては、令和4年度長万部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款、下水道費、項、公共下水道費、事業名「長万部終末処理場更新工事」につきまして、事業費1億5,200万円のうち翌年度繰越額は1億1,786万円で、この財源内訳は、国庫支出金6,446万円、地方債5,340万円となる見込みでございます。

以上が、令和4年度長万部町公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての報告となりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

お諮りいたします。先ほど各常任委員会および議会運営委員会において、所管事務等の調査および閉会中の継続調査について審議され、お手元に配付したとおり、特定の案件について閉会中に委員会活動を行いたい旨の申し出があり、この件を緊急を要する事件として認め日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって所管事務等の調査および閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎所管事務等の調査及び閉会中の継続調査について

○議長（柏倉恵里子） 追加日程第2、所管事務等の調査及び閉会中の継続調査についての件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長および議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の活動を承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって各常任委員長および議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の活動を承認することに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（柏倉恵里子） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて令和5年第2回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

14時14分 閉会
